



帆走指示書の変更 -2

2018/04/26

21、抗議

(7) 抗議の当事者ならびに証人等は、指定された日時に審問室シーボニア・マンションD棟-2号室の前で待機していること。

上記を以下に変更する

(7)

抗議の当事者ならびに証人等は、指定された日時に審問室シーボニアプライズルームの前で待機していること。

プライズルームの場所

海に面している、ターンテーブルクレーンの横の白い建物

トイレ、風呂がある所となり。

ハーバーから見るとプール・リビエラマリンクラブを超えて直ぐの所